

地方創生空き家改修費補助金交付要綱

平成29年7月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における空き家の利活用を促進し、地域の活性化と良好な住環境を確保するため、空き家の所有者が行う当該家屋の改修、修繕等に対し補助金を交付することに関し、伊仙町補助金等交付規則(昭和34年伊仙町規則第3号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 伊仙町空き家バンク設置要綱(平成24年7月1日施行)の規定により空き家バンクに登録された空き家をいう。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 改修工事 住宅の機能又は性能を維持又は向上させるため、住宅の一部を修繕、補修、模様替え、取替え等を行う工事をいう。
- (4) 町内業者 町内に本社、支社、支店、営業所等を有する法人及び町内で事業を営む個人事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者は、次に掲げるすべての要件を満たすものでなければならない。

- (1) 伊仙町空き家バンクに登録された物件の所有者又は、その権利を有する者。
- (2) 町税、国民健康保険税及び税外徴収金を滞納していない者(生計を一にする同一世帯の者を含む。)
- (3) 伊仙町暴力団排除条例(平成24年6月20日条例第12号)第2条第2号に該当しない者
- (4) 同一世帯の者も含め、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない者

(補助対象の除外者)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象者から除外する。

- (1) 3親等内の親族間において空き家に係る賃貸借契約又は売買契約を締結した場合
- (2) 交付決定前に改修工事を行った場合
- (3) その他町長が適当でないと認めた場合

(補助対象工事)

第5条 補助対象となる工事は、町内業者が行う、外構設備を除く専用住宅及び併用住宅の居住の用に供する部分の改修工事のうち、申請年度内に完了する工事であり、かつ、第9条に規定する交付決定を受けた後に着工する工事とする。

(補助対象となる改修工事の金額)

第6条 補助対象となる改修工事の金額は、100万円以上(消費税を除く。)とする。

(補助金の交付額)

第7条 補助金の交付額は、改修工事の金額の2分の1以内(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。)とし、100万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、第8条第2項に規定している期日までに、伊仙町空き家改修費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 改修工事見積書及び内訳書の写し
- (2) 住宅位置図(付近見取図)
- (3) 住宅配置図
- (4) 改修工事箇所の図面
- (5) 改修工事前の現場写真
- (6) 物件の所有者が確認できる書類(登記簿の写し)

- 2 改修工事により本町税務課担当による家屋固定資産の査定が入る場合、その結果にかかった税金については補助金の対象外とする。

(補助金の請求及び交付)

第15条 交付決定者は、前条の規定により補助金の確定を受けたときは、町長に補助金の交付請求を行うものとする。

- 2 補助金の交付は口座振込みによるものとし、振込先は交付決定者名義の口座に限るものとする。

(補助金の交付)

第16条 町長は、前条の規定により補助金の請求があつたときは、交付決定者に対して補助金を交付するものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

(7) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の受付期間は平成29年7月1日～平成29年8月31日までとする。

(補助金の交付選定及び決定)

第9条 町長は、前条の申請書の提出を受けたときは、交付決定の可否等について、別に定める地方創生空き家改修費選定委員会において審査するものとする。また、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、要件に適合していると認めたときは、地方創生空き家改修費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定にあたり条件を付することができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付日から起算して5年以内に、改修工事をした住宅を取り壊し又は売却したとき。
- (2) 補助金の交付日から起算して5年以内に、入居者が改修工事を行った住宅を退去したとき。ただし、当該入居者が退去した年度内に、新たに入居する者がいる場合は、この限りでない。
- (3) 第3条から第7条までに規定する補助金の交付の要件等を満たさなくなったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、地方創生空き家改修費補助金交付取消通知書(様式第7号。以下「取消通知書」という。)により、交付決定者に通知するものとする。

3 町長は、前項の取消通知書を受けた者(同一世帯の者も含む。)から再度、申請書の提出があったときは、これを受理しないことができるものとする。

(補助金の返還)

第11条 町長は、前条の規定による取消しをした場合において、既に交付決定者が補助金の交付を受けているときは、交付決定者に当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(申請内容の変更等)

第12条 補助金交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、次に掲げる事項のいずれかについて変更しようとするとき、又は改修工事を中止しようとするときは、あらかじめ地方創生空き家改修費補助金交付変更申請書(様式第3号。以下「変更申請書」という。)にその内容が確認できる必要書類を添えて町長に提出し、変更又は中止について承認を受けなければならない。

- (1) 申請書の内容に関わること。
- (2) 第3条から第7条までに規定する補助金の交付の要件等に関わること。
- (3) 決定通知書の交付の条件に抵触すること。

2 町長は、前項の変更申請書を承認したときは、地方創生空き家改修費補助金交付変更決定・却下通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 交付決定者は、改修工事が完了した日から30日以内又は、平成30年1月末日のいずれか早い日までに、地方創生空き家改修費補助金実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。また、遅滞が発生した場合、補助金の交付を取り消す場合がある。

- (1) 領収書
- (2) 改修工事後の現場写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の場合において、町長が必要と認めるときは、対象となった住宅の改修工事の状況について、実地検査を行うことができる。

(補助金の額の確定)

第14条 町長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、要件に適合していると認めたときは、補助金の額を確定し、地方創生空き家改修費補助金交付確定通知書(様式第6号)により、交付決定者に通知するものとする。

- 2 改修工事により本町税務課担当による家屋固定資産の査定が入る場合、その結果にかかった税金については補助金の対象外とする。

(補助金の請求及び交付)

第 15 条 交付決定者は、前条の規定により補助金の確定を受けたときは、町長に補助金の交付請求を行うものとする。

- 2 補助金の交付は口座振込みによるものとし、振込先は交付決定者名義の口座に限るものとする。

(補助金の交付)

第 16 条 町長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、交付決定者に対して補助金を交付するものとする。

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。